

大阪大学外国語学部評価委員会規程

平成 19 年 9 月 13 日

制 定

最近改正 平 25. 3. 7

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪大学評価委員会規程第 8 条第 3 項の規定に基づき、大阪大学外国語学部評価委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、外国語学部に係る次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 自己点検・評価に関する事項
- (2) 中期計画・年度計画の実績に関する事項
- (3) 第三者評価に関する事項
- (4) 職員の業績（教育、研究及びその他の業績）評価に関する事項
- (5) その他評価に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 外国語学部教授会の構成員のうちから外国語学部長が指名する教員 4 人
- (2) 前号に掲げる者以外で委員会が特に必要と認めた者

(任期)

第 4 条 前条第 1 号に規定する委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第 2 号に規定する委員の任期は、その都度定める。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(副委員長)

第 6 条 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障のあるときは、その職務を代行

する。

(議事)

第 7 条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 8 条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(報告)

第 9 条 委員会は、その審議の結果を外国語学部教授会に報告するものとする。

(庶務)

第 10 条 委員会の庶務は、言語文化研究科・外国語学部事務部箕面事務室庶務係において総括し、及び処理する。

(雑則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の後最初に任命される第 3 条第 1 項に規定する委員の任期は、第 4 条の規定にかかわらず、半数の者にあつては平成 21 年 3 月 31 日までとし、他の半数の者にあつては平成 22 年 3 月 31 日までとする。

附 則

- 1 この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正の施行の際、現に改正前の第 3 条第 1 号に規定する委員である者は、改正後の第 3 条第 1 号に規定する委員とみなす。この場合において、その委員とみなされる者の任期は、同日における従前の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則

- 1 この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。